

平成30年度 事業計画書

公益財団法人山北町環境整備公社

平成30年度事業の構成

《会計区分》 《事業の名称》 《業務の内容》

公益目的事業会計

丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業

- └────────── 花木等植栽推進業務
- └────────── 遊歩道等美化管理業務
- └────────── わかさぎ放流業務

丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業

- └────────── 地域内公設トイレ清掃管理業務
- └────────── 地域内公設駐車場内一般廃棄物収集業務

丹沢湖記念館等管理運営事業

- └────────── 丹沢湖記念館及び三保の家来館者案内業務
- └────────── 丹沢湖記念館及び三保の家設備維持管理業務

丹沢湖カヌー運航管理事業

- └────────── カヌー等利用者の受付と管理業務
- └────────── カヌー等利用時の標識票等の貸与業務

収益事業等会計

遊船事業

- └────────── ローボート等の貸出業務
- └────────── ローボート等の保守点検業務

サイクリング事業

- └────────── 自転車の貸出業務
- └────────── 自転車の保守点検業務

売店事業

- └────────── 商品仕入れ及び販売業務
- └────────── 委託販売管理業務

水没移転者等の会に対する助成事業

- └────────── 役員会の運営全般
- └────────── 会員相互の交流会業務等

法人会計

法人運営業務

- └────────── 理事会並びに評議員会の運営全般
- └────────── 公社事業の広報広聴業務等

平成30年度事業計画

I 事業運営の基本方針

公社の設立趣旨を踏まえ、事業目的を的確に達成することを基本とし、次のとおり事業計画を作成した。

II 事業計画

1 公益目的事業

公益目的事業は、定款第3条に事業目的として掲げた「丹沢湖及び三保ダム周辺の環境整備及び清掃に関する業務を行い水源地の環境保全を図るとともに、丹沢湖記念館等の管理運営、丹沢湖の湖面利用等に関する事業を行うことにより、地域の振興発展と住民の福祉向上に寄与すること」であり、公社設立当初からの継続事業である。

(1) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業

本事業は、丹沢湖の水質保全と周辺地域の環境美化を推進する当公社の設立当初からの基幹事業である。

また、山北町より丹沢湖の観光資源の多様化を図ることを目的として補助を受けて実施しているわかさぎの「ふ化放流事業」について、卵の購入先である芦之湖漁協より5百万粒を増し3千5百万粒とし、公社も事業費の増額を図るとともに神奈川県内水面試験場の支援並びに技術指導を受けて、引き続き実施する。

(2) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業

前号と同様に、本事業も設立当初からの基幹事業であり、三保ダム周辺地域内の公衆トイレの清掃(保守点検は専門業者に委託)及び駐車場、公園、沿道等のごみや不法投棄物の収集を定期的実施する。町主催の「統一美化キャンペーン」や地域団体が主催する美化清掃活動にも積極的に参加する。

(3) 丹沢湖記念館等管理運営事業

従来からの施設維持管理運営(丹沢湖記念館・三保の家)については、引き続き実施する。来館者には、三保ダムや丹沢湖周辺の観光案内や、丹沢湖が水源地として県民生活の水道水の安定に役立っている意義を説明するとともに、チラシの配布やビデオ映像による放映を行う。

横浜市が実施している事業(水源通行手形事業)には、引き続き協力し市民に三保ダムや丹沢湖の役割について説明して行く。

(4) 丹沢湖カヌー運航管理事業

丹沢湖におけるカヌーの運航は、神奈川県が定めた条例(「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川湛水域、社家湛水域、飯泉湛水域等の水域における行為の規制に関する条例」第2条第2項第4号の規定)により、神奈川県企業庁長から町が許可を受けた業務(舟艇の運航に係る業務)を当公社が受託し継続して実施する。

2 収益事業

収益事業は、当公社の公益目的事業の推進を図るため、貸しボート、貸し自転車及び丹沢湖記念館等売店事業を実施する。

(1) 遊船事業

丹沢湖の湖面で、釣りや遊覧をするため利用者にローボート(35隻)及びペダルボート(5隻)を有料で貸し出しする。安全対策としてモーターボートは、常備配置して万全の体制を整える。近年は、釣り客の利用が多くなっていることから企業主催による「釣り大会」の誘致を図り、ボート収益の増収に努める。従来から実施している「わかさぎ釣り大会」については、釣果状況を見定めシーズン内で実施する。釣り情報は、引き続きホームページや釣り雑誌等に掲載しPRに努める。

(2) サイクリング事業

丹沢湖を訪れる観光客に対し、湖岸道路を周回できるサイクリング用自転車を有料で貸し出し「サイクリングマップ」は無料で配布する。専門業者による定期点検や貸し出し時の安全点検は怠ることなく実施する。子供の利用者は小学4年生以上とし、ヘルメットの着用を義務づけている。道路交通法が改正され、自転車に対する規制が厳しくなったことで、貸し出しの際は運転走行に対し従来以上に注意を促し、引き続き安全運転の呼び掛けを行う。

(3) 売店事業

丹沢湖記念館の一角を売店として利用し、地場産品や地元民芸品(地元PR)土産品の販売を引き続き行うとともに、大型連休や行楽シーズンには丹沢湖駐車場の売店も開店する。町内外で開催されるイベントには、出張販売12回(品川区2回含む)を参加予定している。また、公社が、独自で考案した「ミ・フォーチュン・ツリー(願い札)」の購買が順調であるため、引き続き収益アップに努める。

(4) 水没移転者等の会に対する助成事業

三保ダム建設による水没移転者等を対象に相互の交流を図るため「ふるさと会」に引き続き助成する。

3 法人会計

(1) 法人の運営

公益財団法人への移行に伴い制定（改定）した内部規程（評議員会及び理事会の運営規則、情報公開規程、個人情報保護規程、職務権限規程、その他内部規程）に基づき運営し、必要に応じ改定を行う。

(2) 理事会並びに評議員会の運営

定款に基づき、理事会並びに評議員会を開催し、当公社の運営に関し重要な事項について審議し議決を得る。

(3) 法人の広報・広聴業務

制度の関係（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に基づく。）から、閲覧に供する資料等の整備、保管が求められるため、適切に対応する。法人の事業計画並びに決算等は、ホームページで情報を開示する。